

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

目次

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（第一条関係）	1
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）（第二条関係）	6
○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（第三条関係）	8

改 正 案	現 行
<p>（変更検査手数料）</p> <p>第四条 法第十八条の規定による検査（法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合に於ては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に应ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（変更検査手数料）</p> <p>第四条 法第十八条の規定による検査（法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合に於ては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に应ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第十九条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>

3 前二項の規定にかかわらず、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする無線局及び超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局によつて共用されている装置に係る変更検査がこれらの無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に應ずる次の甲表による額を当該変更検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額。ただし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合には、その額に当該変更検査を受ける各装置について当該装置の種類及び当該装置がその使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局に使用されるときにおける当該装置の規模に應ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を当該装置を共用する無線局の数で除して得た額を加算した額又は当該多重放送をする無線局に係る第十九条の規定による手数料の額に相当する額（当該多重放送をする無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局であ

3 前二項の規定にかかわらず、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする無線局及び超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局によつて共用されている装置に係る変更検査がこれらの無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に應ずる次の甲表による額を当該変更検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額。ただし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合には、その額に当該変更検査を受ける各装置について当該装置の種類及び当該装置がその使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局に使用されるときにおける当該装置の規模に應ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を当該装置を共用する無線局の数で除して得た額を加算した額又は当該多重放送をする無線局に係る第十九条の規定による手数料の額に相当する額（当該多重放送をする無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局であ

る場合には、一六、六〇〇円（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、八、三〇〇円）のいずれか低い額とする。

二（略）

4（略）

（無線設備等保守規程の認定申請手数料）

第十九条 法第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、六一、九〇〇円とする。

（定期検査手数料）

第二十条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条第一項本文の規定による検査（以下「定期検査」という。）を受け取る者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

る場合には、一六、六〇〇円（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、八、三〇〇円）のいずれか低い額とする。

二（同上）

4（同上）

（新設）

（定期検査手数料）

第十九条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条第一項本文の規定による検査（以下「定期検査」という。）を受け取る者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときには、当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

(表略)

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の表による額(当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額)を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

(表略)

3 〳 7 (略)

(較正手数料)

第二十一条 法第二百二条の十八第一項の規定による較正(指定較正機関が行うものを除く。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該較正を受ける測定器その他の設備の種類に従い、次の表による額とする。

(表略)

(同上)

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の表による額(当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額)を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときには、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

(同上)

3 〳 7 (同上)

(較正手数料)

第二十条 法第二百二条の十八第一項の規定による較正(指定較正機関が行うものを除く。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該較正を受ける測定器その他の設備の種類に従い、次の表による額とする。

(同上)

(手数料の納付方法等)

第二十二條 第二條から第十五條まで及び第十七條から第十九條までに規定する手数料(国に納付するものに限る。)は、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二條から第十五條まで及び第十七條から第十九條までの申請(第三條の手数料にあつては、落成の届出)をする場合その他の総務省令で定める場合を除き、その申請(第三條の手数料にあつては、当該届出)に際し、当該申請(第三條の手数料にあつては、当該届出)に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない。

2 第十六條及び第二十條に規定する手数料は、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三條第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合その他の総務省令で定める場合を除き、総務大臣が指定する期日までに、総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない。

3・4 (略)

(手数料の納付方法等)

第二十一條 第二條から第十五條まで、第十七條及び第十八條に規定する手数料(国に納付するものに限る。)は、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二條から第十五條まで、第十七條及び第十八條の申請(第三條の手数料にあつては、落成の届出)をする場合その他の総務省令で定める場合を除き、その申請(同條の手数料にあつては、当該届出)に際し、当該申請(同條の手数料にあつては、当該届出)に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納めなければならない。

2 第十六條及び第十九條に規定する手数料は、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三條第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合その他の総務省令で定める場合を除き、総務大臣が指定する期日までに、総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納めなければならない。

3・4 (同上)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第五条関係） 配乗表の適用に関する通則			
1～14（略） 一～四（略） 五 無線部 (一)・(二)（略） (三) 漁船			
船	船	船	船
インマルサット無線設備を有する漁船	無線電信等の二重化（インマルサット無線設備の二重化に限る。）を行つてゐるもの又は無線電信等の陸上保守を行うもの	無線電信等の二重化（インマルサット無線設備の二重化を除く。）を行つてゐるもの	無線電信等の船上保
通信長	通信長	通信長	通信長
二級海技士	三級海技士 （電子通信）	四級海技士 （電子通信）	二級海技士

漁船	インマル サット無 線設備を 有しない	守を行うもの 無線電信等の船上保 守を行わないもの	通信長	(電子通信)
	守を行うもの	無線電信等の船上保 守を行わないもの	通信長	三級海技士 (電子通信)
備考				
<p>1 「インマルサット無線設備」とは、無線電信等のうち電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第六条第一項第四号の船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)の無線設備であるものをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>六〇九 (略)</p>				
漁船	インマル サット無 線設備を 有しない	守を行うもの 無線電信等の船上保 守を行わないもの	通信長	(電子通信)
	守を行うもの	無線電信等の船上保 守を行わないもの	通信長	三級海技士 (電子通信)
備考				
<p>1 「インマルサット無線設備」とは、無線電信等のうち電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第六条第一項第四号の船舶地球局の無線設備であるものをいう。</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>六〇九 (同上)</p>				

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（操作及び監督の範囲）</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモース符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モース符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。</p>		<p>（操作及び監督の範囲）</p> <p>第三条 （同上）</p>	
資格	操作の範囲	資格	操作の範囲
<p>（略）</p> <p>第三級総合無線通信士</p>	<p>（略）</p> <p>一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除く。以下この表において同じ。）に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p>	<p>（同上）</p> <p>第三級総合無線通信士</p>	<p>（同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p>

イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）

ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの

(1) 海岸局の無線設備の操作（漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。）

(2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び基幹放送局以外の無線局の無線設備の操作

ハ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作（航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。）で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の指揮の下に行うもの（国際通信のための通信

イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）

ロ (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

ハ (同上)

三 (同上)

四 (同上)

(略) 第四級海上 無線通信士	(略)	操作を除く。)
<p>次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>一 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）</p> <p>二 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）</p> <p>三 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの</p>	<p>一 次に掲げる無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）の通信操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）及びこれらの無線設備（多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 旅客船であつて平水区域（これに準ずる区域として総務大臣が告示で定めるものを含む。以下この表において同じ。）を航行区域</p>	

(同上) 第四級海上 無線通信士	(同上)	(同上)
<p>一 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p>	<p>一 (同上)</p> <p>イ (同上)</p>	

とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であつて平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する空中線電力七十五ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの

ロ 船舶に施設する空中線電力五十ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの

二 旅客船であつて平水区域を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であつて平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の無線設備の通信操作並びにその無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

三 前二号に掲げる操作以外の操作で第二級海上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

ロ (同上)

二 旅客船であつて平水区域を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であつて平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する船舶地球局の無線設備の通信操作並びにその無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

三 (同上)

<p>第二級海上特殊無線技士</p>	<p>一 船舶に施設する無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 空中線電力十ワット以下の無線設備で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>ロ 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p> <p>二 レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作</p>
--------------------	---

2・3 (略)

4 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるものは、第一項及び前項の規定の適用に関して、当該操作につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。

<p>第二級海上特殊無線技士</p>	<p>一 船舶に施設する無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ (同上)</p> <p>二 (同上)</p>
--------------------	---

2・3 (同上)

4 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるものは、第一項及び前項の規定の適用に関して、当該操作につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。

5

(略)

5

(同上)